

安定成長期から金融自由化期の兵庫県の金融

—兵庫県金融史の一断片：1974～1995年—

吉田康志

Abstract

This paper tries to depict the financial issues in Hyogo Prefecture from 1974 to 1995. This period is characterized by three aspects; (i) transition from high growth to low growth, (ii) progress of financial deregulation, and (iii) generation and collapse of the bubble economy. During the period, financial deregulation has homogenized the operations of financial institutions, and thus, the regional financial institutions began to face severe competition. The collapse of the bubble, as well as the Great Hanshin-Awaji Earthquake, has led to the bankruptcy of Hyogo Bank, the first bank failure in Japan after the Second World War.

1 序

1.1 はじめに

慶應4年（1868年）に誕生した兵庫県は、平成30年（2018年）に、県の成立から150周年を迎えた。明治、大正、昭和、平成と、四つの時代を経て現在に至る兵庫県の歴史の全体像を総括することは、おそらく簡単なことではないだろう。しかし、このようなタイミングを捉えて、兵庫県のこれまでの歩みを様々な観点から概観してみることは、今後の兵庫県の方向を見定めるうえで意義のあることかもしれない。

そこで本稿では、金融という側面に絞って兵庫県の歩みを概観してゆくが、特に今回は、高度成長期が終焉を迎え安定成長に移行する時期から金融自由化の進展が一段落する時期までの約20年間（1974年～1995年）に焦点を当てるものである。以下では、この期間における金融を中心としたわが国の経済社会の変化をまとめるとともに、この時期、兵庫県の金融機関をめぐるどのような出来事があったかについて描き出すことを目的としている。

1.2 1974年～1995年をどう捉えるか

本稿で取り上げる、1974年から1995年までの約20年間とは、どのような時代であったのか。まず最初に、この時期をいかに把握すべきかについて考えておこう。

寺西（2003）は、18世紀以降のわが国の経済システムを、①政府と市場の役割分担、②民間部門内の経済システム、③政府と民間のインターフェイスの三側面からとらえたうえで、「明治大正経済システム」と「高度成長期経済システム」に区分している。このうち、高度成長期経済システムは1950年代半ばに成立し、1980年代半ばまで順調に機能していたとされるが、それは、(i)規制を中心とする政府介入、(ii)日本型企业システムと銀行中心の金融システム、(iii)産業利害の調整システムの三点によって特徴づけられるものである。その意味でいえば、本稿で取り上げる20年間の前半（1974年～1985年頃）は、寺西が言うところの「高度成長期経済システム」が成立していた時期にあたり、日本経済の成長率が徐々に低下しつつも、高度成長期における諸特徴が維持されてきた期間だといえる。加えて、この時期の後半（1985年～1995年頃）は、「高度成長期経済システム」の様々な点において変質が始まり、さらには、その終焉に向かおうとする時期に該当すると考えられる。

また、この時期は、金融制度という観点からみるならば、わが国の金融構造の変化に対応して金融当局が金融の自由化を推し進めようとした時期でもある。金融分野は、当時最も規制の厳しい産業のひとつであり、その点は今もって変わりはないが、金融制度改革、金融システム改革といった名称の下に、この時期、相当程度の規制緩和が金融面で進展したことも事実である。

さらに、わが国において、この期間の中盤から後半を特徴づける事象として、バブルの発生とその崩壊を忘れることはできない。バブルの規模の大きさもさることながら、その生成と崩壊がその後のわが国経済にもたらした影響は甚大で、そのリパーカッションは今なお、我々の経済・社会のなかに残り続けている。

以上のことから、1974年から1995年までの約20年間とは、①高度成長から低成長への移行、②金融自由化の進展、③バブルの発生と崩壊、といった三つの事象が異なるレイヤーで、時間的には相前後し、または重なりつつ進行した時期であったと捉えることができる。しかも、これら三つの事象は、それぞれ相互に関連性があった。そこで本稿では、これらの相互関係を念頭に置きながら、以下、同時期の兵庫県における金融の動きについて見てゆく。

2 諸環境の変化

2.1 第一次石油危機とその影響

わが国の経済を時系列的にみたときに、第二次世界大戦からの復興およびそれに続く高度成長期と、それ以降の時期を分ける契機のひとつは、第一次石油危機（オイルショック）

である。石油危機は、1973年10月に発生した第四次中東戦争をきっかけとし、その後74年1月1月にかけて、中東の石油輸出国が原油価格を相次いで引き上げることで発生した一連の動きを指すが、この事態は、石油の入手を主に輸入に頼ってきた先進諸国の経済に大きな影響を及ぼすこととなった。特に、当時、一次エネルギーに占める石油の比率が約8割と高く¹、加えて、石油のほとんどを輸入に依存してきたわが国にとって、石油危機は驚天動地の出来事であったといえる。

石油危機の発生は、ニクソン・ショック（1971年）によって既に国内に蒔かれていたインフレーションの種を大きく成長させる方向に促すこととなった。原油価格の引き上げは、当然に石油および石油関連製品の価格高騰につながったが、そればかりではなく、石油とは直接関係のない製品の価格急上昇ももたらした。当時、特に関西地方を中心として、トイレット・ペーパーが買えなくなるという噂が広まり、これをきっかけとして消費者が店頭で殺到し、トイレット・ペーパーの価格が高騰するという現象が起こった。こうした状況は、消費財のみならず、生産財についても波及し、全国的に「狂乱物価」と呼ばれるインフレーションの状態が現出した。

石油危機に起因するインフレーションや社会問題等は、全国規模で発生していたわけであるが、特に兵庫県の経済に対してはどのような影響があったであろうか。石油危機が都道府県単位でどのような影響を及ぼしたかについて分析した鈴木（1977）は、兵庫県の卸売業および小売業の生産性に関して、石油危機前後の状況の変化を示している（表1）。まず、卸売業の生産性の順位が、石油危機前の昭和43年（1968年）と石油危機後の昭和49年（1974年）でどのように変化したかをみると、兵庫県については13位から14位となっており、また同様に、兵庫県の小売業に関する順位の変化は、6位から7位である。ここから何が言えるだろうか。生産性の順位は、飽くまで日本国内における都道府県単位での相対的な位置を表すものでしかないため、順位の変化は石油危機の影響の度合いを直接示すものではない。だが、順位の変動がほとんどないことから、少なくとも、石油危機によって日本経済における兵庫県の相対的な位置が大きく影響を受けたわけではないということは指摘できるであろう。この点は、昭和43年と49年の兵庫県の生産性の変化率（卸売業については2.2157倍、小売業については2.0911倍に変化）であり、これらの都道府県別の順位が、それぞれ32位および39位と下位（つまり生産性の変化が少ない）であることによっても示されている。

石油危機によってもたらされたインフレーションに対処すべく、政府はそれを抑制する政策に全力を注ぐことになった。金融政策における引締め強化として、日本銀行の政策

¹ 資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」によれば、1971年の一次エネルギー総供給（16,133）における原油（11,259）、NGL（8）、石油製品（1,218）、天然ガス（118）、LNG（129）の割合は78.9%であった（供給エネルギーの単位は、PJ（ペタジュール））。

金利の引き上げ²や準備預金制度における準備率の引き上げ³などが行われたが、最も効果が大きかったのが日本銀行の窓口指導の強化であり、これによって民間金融機関からの貸出が大幅に絞られ、産業資金の供給量が削減された⁴。こうした厳しい引締め政策は、1973年から75年にかけての2年間にも及んだ。財政関連では、73年の公共事業等や財政投融资、地方財政の繰延べが実施されるとともに、公共投資の新規着工の差控えなどが行われた。これにより、一般会計に占める公共事業関係費は73年度に20%前後であったものが、75年度には14%程度にまで低下した⁵。

表1 兵庫県の卸売業・小売業の生産性

	県別順位の推移： (昭和43年→49年)	変化率： $\left(\frac{S49\text{生産性}}{S43\text{生産性}}\right)$	県別変化率順位
卸売業	13位→14位	2.2157	32
小売業	6位→7位	2.0911	39

(出典) 小林 (1977) を基に筆者作成。

2.2 不景気と国債の大量発行

石油危機を契機とするインフレーションは、政府による厳しい総需要抑制策が奏功し、1975年には急速に鎮静化に向かうことになったが、同時に大きな副作用をもたらした。不況の到来である。73年から75年にかけて国内経済が経験した落ち込みは顕著なもので、鉱工業生産指数⁶をみると、73年の57.3から75年の48.9へと15%近くの減少となっている。この時期、同様に、製造業稼働率指数等が急激な低下を示す一方で、鉱工業在庫率指数は上昇を示した。また、企業経営における利益率も、需要の減少とコスト上昇を反映して急激に低下した。とりわけ製造業の売上高経常利益率は、73年には5%台半ばだったものが75年には1%近くまで下がっている。企業側は、急激な利益の減少に対応するため経営の合理化に力を注ぐようになり、「雇用調整」という形で対応した。有効求人倍率は低下して製造業における労働者数は減少し、完全失業者数が急上昇した。これらの帰結として、20年以上にわたって続いたわが国経済の高度成長期がとうとうその終焉を迎えることとなった。

景気の低迷は、国の財政にもマイナスの影響を及ぼした。当時、わが国の税収の過半は

2 1973年4月から同年末までに5回にわたり公定歩合が引き上げられ、これまでの最高水準である9%に達した(経済企画庁、1976、264頁)。

3 準備率は、1973年1月から翌年1月までの間に5回引き上げられ、定期性預金以外の預金で預金残高1兆円超の場合の準備率は1.5%から4.25%に上昇した(同)。

4 全国銀行の貸出増加額は対前年度比で、1973年度が26.4%減、74年度が18.1%減となった(同)。

5 経済企画庁(1976)、267頁。

6 経済産業省調べ(2000年=100)。

個人所得税と法人税など直接税が占めていたが、不況の影響から法人税が減少したことで
税収不足となった。これを埋めるために国債が増発され、1973年度からは借換国債の発行
が開始となり、75年度からは特例国債（いわゆる赤字国債）の発行が再開された。こうし
た状況を反映して、73年度には12%であった財政の国債依存度が、75年度にはその2倍以
上となる25.3%に急上昇している⁷。この時期の国債の大量発行は、その後の金融自由化の
ための下地のひとつとなっていく。

2.3 金融自由化の進展

（国債大量発行と金融自由化）

当時の国債管理政策の下では、発行された国債の全額は、シンジケート団を形成した市
中銀行が引き受ける形となっており、また、引き受けた国債を市中銀行が売却することは
禁じられていた。このため国債に関しては、流通市場がなく発行市場のみが存在する状態
になっていた。その一方で、この時期、国債の大量発行が続いたことから、市中銀行にお
ける国債保有比率が上昇して、1978年度末には10%を超えるまでになった⁸。低利回りの国
債をバランスシート上で保有し続けることによる銀行の資金繰り悪化が懸念されるよう
になったなか、引受国債の売却制限が順次緩和され、77年には発行後1年を経過した特例国
債、建設国債の売却が認められるようになった。この結果、市中銀行が引き受けた国債を
機関投資家や個人投資家などが運用手段として購入することが可能となり、国債の流通市
場が誕生した。

1975年以降、大量発行されていたのは10年満期の国債が中心であったため、83年には償
還日までの残存期間が2年の期近物国債が市場で流通することとなる。この満期2年の期
近物国債の利回りが流通市場で決定される一方で、これと競合する銀行の2年物定期預金
の金利は預金金利規制の下で固定されたままであったことから、銀行の立場からすると、
定期預金から国債への資金シフトが懸念されることとなった。こうした状況を踏まえ
て、79年には預入単位が5億円以上となる譲渡性預金（NCD）が、銀行における新たな
商品として認可され、これが80年代以降順次進展していく預金金利自由化の出発点となっ
た。

（国際化と金融自由化）

国債大量発行は、わが国の金融自由化を「内側」から進展させるモメンタムとして働い
たことは間違いないが、自由化は同時に「外側」からの働きかけによって促進されたとい

⁷ 財務省調べ（「戦後の国債管理政策の推移」<https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/appendix/>）。

⁸ 三菱東京UFJ銀行円貨資金証券部（2012）、77頁。

う側面もある。その背景のひとつとして、1980年の外国為替及び外国貿易管理法（いわゆる旧外為法）の改正が挙げられる。49年に制定された旧外為法は、当時の状況を反映して、対外取引に関しては「原則禁止」とする方針が取られていたが、80年に実施された改正により生まれた新外為法では対外的な金融取引は原則自由とされることとなった。これによって、大手企業や機関投資家は、厳しい規制の存在する国内市場を回避し、海外市場で資金を調達・運用するという選択肢を持つに至った。

さらに、わが国経済の国際化は、石油危機がもたらした不景気により低迷した国内需要を埋め合わせるように、企業が海外市場に販路を求め、その結果、輸出に依存する構造へと変わっていったことと深く関連している。1974年には赤字だったわが国の貿易収支が76年には黒字に転じ、それ以降黒字幅は拡大していくが、そのことはわが国と海外との間の激しい経済摩擦を招く結果となった。

こうした状況を背景として、日米間の貿易収支不均衡やその原因とされた「ドル高・円安」を是正するという趣旨で設置された「日米円ドル委員会」は、1984年5月に報告書を出し、その中で

- ・金融・資本市場の自由化
- ・外国金融機関による日本の金融・資本市場への参入等
- ・ユーロ円投資・銀行市場への発展
- ・直接投資

という四項目に関して米国側から具体的な提案がなされた。これらについては、一部を除き、その多くが日本側によって受け入れられた。その内容は、大蔵省が発表した「金融自由化および円の国際化についての現状と展望」において、金融自由化のスケジュールとして具体的に示されているが、そのポイントは、①預金金利の自由化、②金融市場の整備・充実による金利自由化、③内外市場の一体化、④外国金融機関の対日アクセス、⑤ユーロ円の自由化などである。⁹

（預金金利の自由化）

上記の「現状と展望」で大蔵省が示したスケジュールに沿って（また、1979年の譲渡性預金の導入からは若干の期間を置く形で）、大口の定期預金に関する金利自由化が開始された。85年に大口定期預金（自由金利型定期預金、最低預入金額：10億円）およびMMC（市場金利連動型預金、同：5000万円）が新たな金融商品として創設され、その後、段階的に最低預入金額の引下げ等の自由化措置がとられた。89年10月には大口定期預金の最低預入金額が1000万円まで引き下げられたことによって、大口の定期性預金金利の自由化は完了

⁹ 日米円ドル委員会については、内閣府経済社会総合研究所(2010)による。

することとなった。

他方、1000万円未満の小口の預金金利の自由化は、1986年の金融問題研究会（大蔵省）報告での提言を受けて89年6月に最低預入金額が300万円である小口MMC（市場金利連動型定期預金）が導入されたことから始まった。91年11月には300万円以上の定期性預金金利が自由化され（スーパー定期）、続いて92年6月には小口MMCの、93年6月にはスーパー定期の最低預入金額制限が撤廃された。これと同時に、期日指定定期預金および定額郵便貯金の金利も自由化されたことから、小口の定期預金に関する預金金利の自由化もこの時点で完了となった。

流動性預金の金利自由化については、定期預金に比べて遅れて開始された。1991年の金融問題研究会報告で示された方向性に基づいて、92年に新型の預金商品である貯蓄預金¹⁰が導入された。これは、基準残高以上の残高を維持することで普通預金よりも高い金利が付利されるものであるが、当初設定されていた商品性に関する制限が92年には自由化された。そして94年10月に、当座預金を除く全ての流動性預金に関して金利が自由化された¹⁰。これをもって、わが国の預金金利の完全自由化が完了したことになる。

（業務の自由化）

この時期における金融関連の業務の自由化は、「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」（以下、「金融制度改革法」という）に関連するものが中心となる。上述の金利自由化の進展は、兵庫県内の金融機関の業務にも当然に影響を及ぼす変化であったが、金融制度改革法に基づく制度変更は、銀行業界内部での相互参入および銀行業界と証券業界との間の相互参入の実現を図るものであったため、結果としては、兵庫県内の地域金融機関にとって、直接、影響のある改革ではなかったともいえる。しかし、当時の大蔵大臣の諮問機関である金融機関制度調査会の下に設置された金融制度第一委員会が1990年に公表した中間報告「地域金融のあり方について」では、地域金融機関における他業務への参入を想定したうえでの検討が行われたこともあり、ここでは簡単に業務自由化の進展についても触れておこう。

1992年6月に成立し、93年4月から施行された金融制度改革法は、銀行、信託銀行、証券会社などが、原則として、それぞれ出資比率50%超の子会社を通じて相互の業務に参入する道を開いた（業態別子会社方式）。これにより、銀行は出資比率50%超の証券子会社を保有することができるようになったが、当初の証券子会社については、既存証券会社の経営の健全性等を考慮するとの趣旨から、株式関連の流通業務が業務範囲から除外され、

¹⁰ 臨時金利調整法の下では、金融機関の金利に関しては、その最高限度を日本銀行政策委員会が定めることができるとしているが（同法第2条）、実際に預金関連の金利で最高限度が設定されているのは、当座預金の利率（無利息）のみである。

社債などの発行業務を中心とせざるをえなかった。また、銀行が設立した信託銀行子会社については、同様の趣旨で、業務範囲から貸付信託、年金信託、合同金銭信託、特定金銭信託、指定単独金銭信託等が除外された¹¹。

業態別子会社方式の導入に伴い、銀行と子会社との間におけるリスクの遮断および利益相反の防止等の観点から、弊害防止措置としていわゆるファイアーウォール規制が新たに定められた。具体的には、①証券子会社の役員が親銀行の役職員を兼任することを禁止する、②通常取引条件と異なる条件で親銀行等と有価証券等の売買その他の取引を行うことを禁止する（アームズ・レングス・ルール）、③抱合せ販売を禁止する、などの措置が設けられた¹²。

この他、金融制度改革法では地域金融機関に関連する制度変更や、協同組織金融機関の業務範囲の拡大も進められ、信用金庫等による社債等の募集の受託業務や、信用組合・労働金庫・農協等による国債等の募集の取扱い・ディーリングおよび外国為替業務が新たに認められた。これによって中小企業、農林水産業、個人等に対して多様な金融商品やサービスを提供する余地が拡大することになった。また同時に、自己資本比率規制の導入や監事機能の強化（業務監査義務、理事会への出席・意見陳述）といった規制面での強化も行われている。

（協同組織金融機関関連の自由化）

金融制度改革とは別に、それに先立って協同組織金融機関関連の規制緩和も行われている。1980年の金融制度調査会答申「中小企業金融専門機関等のあり方と制度の改正について」は、中小企業金融機関（相互銀行、信用金庫、信用組合）と銀行との競争を是認したうえで、その業務内容の拡充整備を図ることが必要だと指摘した。これを受けて、翌81年に「中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律」が制定され、信用金庫については、法人会員資格の資本金等基準の拡大（2億円以下→4億円以下）、業務範囲の拡大（外国為替業務等）が行われ、信用組合については、内国為替等の員外利用、員外貸出といった点で業務範囲が拡大された。また、89年には、「信用金庫法の一部を改正する法律」の施行によって、全国信用金庫連合会による債券の発行が可能となった。

11 その後、金融システム改革法の施行（1999年10月）により、証券子会社、信託銀行子会社における業務範囲制限は完全に撤廃された。

12 信託銀行子会社に関しては、アームズ・レングス・ルール規定に加えて、信託財産の受益者保護の観点から親子間取引に係る規定（子信託銀行の信託勘定から親銀行等への贈与の禁止など）が設けられた。

(オンライン化の進展)

厳密に言えば金融自由化の範囲には含まれないが、この時期に金融業界で見られた動きで無視しえないものとして、金融機関におけるオンライン化の進展がある。これは、制度面における環境変化である金融自由化に対応するための物的・技術的基盤を金融機関が備えたことを意味する。

金融機関業務の合理化は、1950年代に業務処理に機械が導入されたことに始まるが、その後、60年代前半にオフラインシステムが、そして60年代後半にオンラインシステムが導入されることによって急速に進展したといえる。この際のオンライン化が、いわゆる「第一次オンライン」であり、同一金融機関内における営業店とコンピュータを通信回線で結び、集中的に預金・為替業務を即時に処理することが可能となった。その後、本稿が扱う時期に関連して、70年代後半からは「第二次オンライン」として、金融機関間を結んだ即時処理のネットワークの拡大が進んだ。まず、銀行間の資金移動（振込）のための共同システムとしては、73年に全国銀行データ通信システム（全国銀行内国為替制度）が設立されていたが、79年には相互銀行、信用金庫、農林中央金庫などがこれに加盟し、84年には信用組合、労働金庫、農協が加盟することにより、国内のほぼすべての業態の間において即時の為替処理が可能となった¹³。また、銀行間の預金支払いのためのネットワークとして、業態毎の現金自動支払機（CD）のオンライン提携も進んだ。都市銀行ではTOCS（80年4月）およびSICS（80年3月）が、地方銀行ではACS（80年10月）が、相互銀行ではSCS（80年10月）が、信用金庫ではSNCS（信金ネット・キャッシュ・サービス、80年11月）が、労働金庫ではROCS（84年4月）が、信用組合ではSANCS（しんくみネットキャッシュサービス、85年8月）が、農協では全国農協貯金ネットサービス（84年3月）が、それぞれ稼働を開始している¹⁴。

この時期に全業態でオンライン化が進展した結果、それ以降、兵庫県内の金融機関は、全国の金融機関のネットワークに否応なく取り込まれ、日常業務を遂行するうえでスタンダードアローンでは存続しえない環境となったといえる。

(金融自由化の地域金融機関に対する影響)

わが国の第二次世界大戦後の金融制度は、「専門主義」または「分業主義」を基礎とするものであり、証券業、信託業、長期金融、外国為替、地域金融といった各分野にそれぞれ専門の金融機関を配置して、限られた資金を効率的に配分しようとするものであった。しかし、70年代後半以降に日本経済が資金不足から資金余剰へと転換し、市場の国際化等

¹³ 銀行のエレクトロニックバンキングの進展については、横倉（1986）に基づく。

¹⁴ CDオンライン提携の進展については、金融情報システムセンター（1996）に基づく。

の環境変化を受けて実施された金融自由化によって、従来存在していた業態間の境界が曖昧となり、金融機関の同質化が進むことになった。とりわけ、大企業の「銀行離れ」現象を契機として、普通銀行（特に都市銀行）が中小企業・個人向けの貸出に注力するようになったことは、地域の中小企業や個人等に対する資金供給を担ってきた地域金融機関にとって、大手銀行との直接の競争に直面せざるをえなくなったことを意味し、経営環境の一層の厳格化につながった。

協同組織金融機関という位置づけも、金融自由化によって新たに問い直されることとなった。協同組織金融機関における取扱業務範囲の拡大は、かねてより信用金庫や信用組合の業界が要望してきたものであったが、それが法律改正によって実現したことによって、店舗の広域分散化、貸出の大口化、員外貸出の増大などが実際に進むこととなった。だが、こうした変化は、これまで会員（組合員）の相互扶助を基本理念とする非営利法人として機能してきた協同組織金融機関の独自性を曖昧なものとし、地域に密着した金融機関としての社会的な存在理由が希薄化するという影響をもたらした。

2.4 バブルの生成と崩壊

日本経済が経験したバブル期の熱狂やその原因と帰結などについては、これまで様々な検討が行われているが¹⁵、ここでは主要な論点のみに絞って振り返っておく。

（バブルの生成）

バブル発生の下地となった要因のなかで主要なものとしては、①低金利環境と②資産価格の上昇期待が挙げられる¹⁶。収益還元法による資産価格の決定は、地代や配当などの収益を、リスクプレミアムを考慮した割引率で除することによって行われる。この方式に基づくと、金利の低下は（他の条件が一定であれば）、地価や株価などの資産価格の上昇を意味することになる。また、この時期には、国民の中で広く醸成されていた景気拡大期待が、将来的な資産価格に関する上昇予想をもたらし、それが資産への需要増大から実際の資産価格上昇に帰結するといった自己成就的サイクルが形成され、バブルの発生と拡大を支えていったものと考えられる。

1980年代後半に低金利環境が用意された経緯としては、85年のプラザ合意にも触れてお

¹⁵ 特に、バブル期前後の日本経済の状況については、内閣府経済社会総合研究所がとりまとめた「バブル/デフレ期の日本経済と経済政策」の「歴史編」（小峰、2011）に詳述されている。また、ここでの記述は、岡部（1999）、池尾（2006）も参考とした。

¹⁶ 岡部（1999、141-143頁）は、バブル発生的基本的要因として①資産価格情報に関する予想の自己増殖的な膨張と②それに対する金融面からの加担（低金利、間接金融優位など）を挙げている。また、池尾（2006、104頁）は、バブルが「収益面での強気の期待やリスク・プレミアムの低下につながったユーフォリア、または「国民の自信」の強まりという要因と、長期間継続した金融緩和政策による低金利状況」の組み合わせによるものと指摘している。

く必要がある。同年9月に開催された日・米・英・仏・西独の蔵相・中央銀行総裁会議において、「主要非ドル通貨の対ドルレートのある程度の一層の秩序ある上昇が望ましい」との方向で、為替相場への国際的な政策協調に関する合意がなされ、この結果、同年末には対ドルでの円レートは1ドル=200円程度になるまで円高ドル安が進んだ。為替レートの急速な変動は、わが国の輸出産業にマイナスの影響を及ぼし、86年から87年にかけて、いわゆる「円高不況」をもたらした。景気後退を懸念した日本銀行は、86~87年に政策金利を数回に分けて引き下げ、公定歩合は当時としては最低水準である2.5%という状態が、(89年に引上に転じるまで)2年以上にわたり続いた。

1987年になると、低迷していた製造業の景況にも明るさが見えだした。これは、不採算部門の縮小や新規事業の開拓といった企業の経営合理化努力が実を結んだことによるものであり、この頃から、日本経済はそれまでの外需主導型成長から内需主導型成長へと転換が明確になり始めていた。

低金利環境は、業績を回復しつつあった企業部門における本格的な設備投資の拡大を後押しした。これに伴う景気の拡大は雇用を増大させ、個人所得も上昇したが、同様に拡大しつつあった銀行融資は過剰流動性の供給源となり、それが株式市場や不動産市場に向かうことによって資産価格の高騰(いわゆる「バブル」)をもたらすこととなった。

バブルの状況として、まず株価は1986年から急激な上昇を示し始め、89年末には、ピークである38,915円を記録した。不動産価格は、同じく86年から急騰し始め、株価よりも一年遅れて90年にピークを迎えた。特に88年から89年にかけて、株価と地価をあわせた資産価格の上昇は、当時の名目GDPに匹敵する額に達しており、いかにバブルの規模が大きかったかを示している。

(バブルの崩壊)

資産価格は、ピークに達した1989、90年以降、下落に転じ始める。株価は、90年4月初旬にはピーク時価格に比して1万円以上もの下落を記録し、28,002円となった。さらに同年10月には2万円台を割り込む水準にまで低下する。地価は、91年以降になって本格的な下落に転じ、公示地価ベースで見ると92年1月には前年比で4.6%の低下、92年1月では同8.4%の低下となった¹⁷。

資産価格下落は、バブル発生とは正反対の要因によるものであった。つまり、低金利環境の喪失である。1989年5月、日本銀行は、それまで継続的に引き下げてきた公定歩合を、景気加熱を抑制する目的で引き上げた(2.50%→3.25%)。その後、90年8月までの間に4回の引上げを経て公定歩合は6.00%にまで達した。また、同年8月にはイラクがクウェー

¹⁷ 内閣府経済社会総合研究所(2010)、379頁。

トに侵攻して「湾岸危機」が発生するが、これによる原油価格上昇も金融引締環境を強化することとなった。こうしたなかで、国民の資産価格上昇期待は急速に萎み、資産価格は下落に転じる。さらに不動産に関して言えば、90年4月に施行された大蔵省銀行局通達による措置（いわゆる「総量規制」）によって、金融機関の不動産向け融資の伸び率が総貸出の伸び率以下に抑制されたことも地価下落の要因のひとつだったとされている。

（金融機関への影響）

資産価格の低下は、まず、資産を保有している家計における消費の減少として現れる。土地や株式などの価格が下がると、家計は、所得水準に変化がなくとも、消費を抑制しようとする（逆資産効果）。また、企業部門において資産価格の低下は、バランスシート上の問題を惹起した。企業の保有する不動産や株式の価格の低下は、企業のバランスシート上で資産側に計上されている土地や有価証券の額の低下をもたらすが、その一方で、企業の銀行借入などの負債の額は固定されたまま残る。このため、資産の価値減少分は自己資本（純資産）部分の減少という形で調整せざるをえなくなるが、資産の減少の度合いが大きい場合、その企業は債務超過となることもありうる。企業のバランスシートの悪化は、当該企業に融資をしている銀行に対する元本の返済や利息の支払いの延滞または不払いにつながることになる。これは、金融機関における不良債権の増加要因ともなる。

金融機関における不良債権の処理は、主に償却や貸倒引当金の計上といった形で行われるが、これを行うことは金融機関の自己資本を削り取り、バランスシートを悪化させる。他方、金融機関は、バーゼル¹⁸に基づく自己資本比率規制により最低所要自己資本を維持することが求められていたことから¹⁹、不良債権処理に伴う自己資本の減少に対応するためには、（短期間で増資が難しい場合には）貸出債権を縮小させるという方法を取らざるをえなくなった。これは、具体的には企業に対する「貸し渋り」、「貸しはがし」という現象として現れた²⁰。金融機関の融資姿勢の消極化は、企業のさらなる経営悪化をもたらし、その後の景気低迷が長引く原因ともなった。

深刻化する金融機関の不良債権問題は、1994年に戦後初の個別金融機関の破綻という形をとることになる。それが同年12月の東京共和信用組合と安全信用組合のケースである。さらに翌95年には、コスモ信用組合、木津信用組合の破綻が発生し、そして兵庫県内では後述するように兵庫銀行が経営破綻に至る。

18 バーゼル銀行監督委員会によって1988年に合意された国際的な金融規制のための指針（バーゼルアコード）。

19 わが国では1993年3月末から導入が開始され、リスクアセットに応じて、国際統一基準行では8%、国内基準行では4%の維持が義務付けられた。

20 さらに、場合によっては、金融機関における不良債権化を回避する目的で、結果としては問題企業を延命させてしまうことになる「追い貸し」も行われた。

2.5 阪神・淡路大震災の影響

1995年1月17日、兵庫県南部を震源とする直下型地震が発生した。これによって兵庫県内では、人的被害としては死者6,400余名、負傷者40,000余名、住宅被害としては全壊が約10.4万棟、半壊が約13.7万棟という甚大な被害をもたらされた。また、県内の金融機関への影響も大きく、地震発生当日には都銀、地銀、第二地銀で約450店舗が休業したことが大蔵省により確認されている²¹。震災発生直後の週末には、300以上の金融機関店舗が臨時に営業し、休日に預金の払い出しを行った。また、店舗が倒壊するという被害にあった金融機関（14行庫）については、日本銀行神戸支店が臨時窓口を提供し、1月20日から2月3日までの間、日本銀行内において業務が行われた（この間、約3千名の来店があり、そのうち約半分が預金を引き出し、その額は計15億円に達した。）²²。

阪神・淡路大震災の発生を受け、大蔵省（近畿財務局、神戸財務事務所）は、災害状況、応急資金の需要を勘案し、日本銀行神戸支店と連携しつつ、被災者への便宜を考慮した適時適切な措置を講ずるよう、金融機関に対して要請を行った。これを踏まえ、各民間金融機関は、表2の対応をとった。また、政府系金融機関においては、金利の軽減や貸付枠拡大などの措置を積極的に講ずることとされ、具体的には表3のような対応がとられた。

表2 民間金融機関における震災対応

①預金関連	・預金通帳、印鑑、キャッシュカードを失った場合でも、本人確認のうえ払い戻す
②貸出関係	・低利融資制度により、被災者に対する生活資金、住宅資金事業資金の円滑な供給に努める ・既貸出の返済条件の緩和等の相談に積極的に応ずる
③相談窓口	・業界団体（銀行協会）において共同の相談窓口を設けるほか、個別金融機関でも対応する
④その他	・不渡手形の取扱いについては、支払銀行が震災原因と認めた場合、手形交換所は不渡報告、取引停止処分を猶予し、関係銀行において話し合いのうえ善処する特別措置を講ずる ・支払呈示期間を経過した手形であっても、手形交換に持ち込むことができる特別措置を講ずる

（出展）銀行局金融年報編集委員会編（1995）を基に筆者作成。

²¹ 銀行局金融年報編集委員会編（1995）による。この計数は、県内の民間金融機関の607店舗の実に75%にあたる。また、震災発生後の週末には、300以上の金融機関店舗が臨時に営業し、預金の払い出しを行った。

²² 日本銀行神戸支店（n.d.）。

表3 政府系金融機関における震災対応

政府系金融機関等	震災対応
国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、環境衛生金融公庫、商工中金	・災害復旧貸付の実施
国・地方自治体	・民間金融機関との連携による協調融資
中小企業信用保険公庫	・保証協会の債務保証の充実
住宅金融公庫	・災害復興住宅融資の発動

(出展) 銀行局金融年報編集委員会編 (1995) を基に筆者作成。

3 兵庫県内の金融機関の動向

3.1 兵庫県内の金融機関の合併・転換

この時期に行われた兵庫県関連の金融機関の再編状況は、表4のとおりである。それらの多くは信用金庫・信用組合の合併であるが、1989年には相互銀行が一斉に普銀転換したことから、県内の相互銀行も普通銀行となった。

また大手銀行関連では1990年に、兵庫県内の地域銀行をその前身とし神戸市中央区に本店を置いていた太陽神戸銀行が、東京都内に本店を置く三井銀行と合併し、太陽神戸三井銀行となっている。合併後の太陽神戸三井銀行では、本店や本部機能の大半が東京都内に移転され、神戸は営業拠点のひとつという扱いとなった。合併前時点(89年3月末)での太陽神戸銀行の兵庫県内の拠点数は、本店営業部のほか114店舗であり、銀行全体の約三分の一を占めていたが、合併後は、その割合が四分の一以下となり、同行と兵庫県との関わりは希薄化する結果となった。その一方で、同行は兵庫県内に本店を置いていないにもかかわらず、兵庫県や神戸市をはじめとする兵庫県内の23市町の指定金融機関としての位置を維持していたこともあり、特定地域との関係において珍しい性格を持つ金融機関だといえる²³。

²³ 地方金融史研究会 (2003、283頁)。

表4 兵庫県関連の金融機関の再編（1974年～1995年）

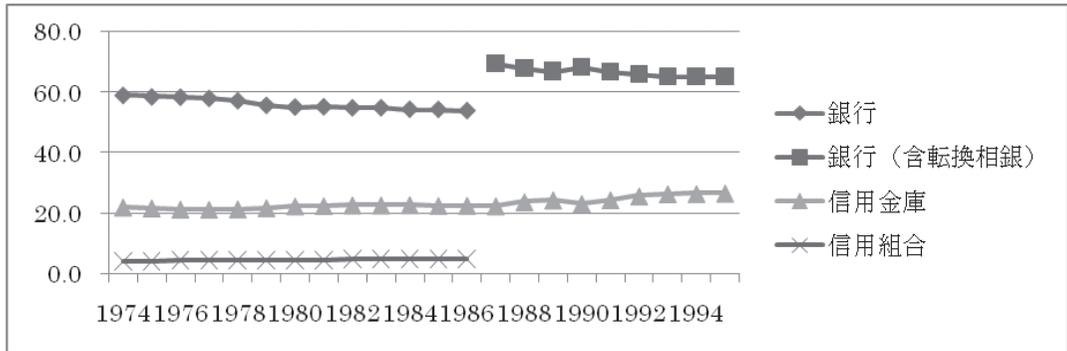
年 月	再編前金融機関	再編後金融機関
74年 4月	尼崎信用金庫・浪速信用金庫（合併）	尼崎浪速信用金庫 (89年、尼崎信用金庫に改称)
同	はりま信用金庫・神和信用金庫（合併）	兵庫信用金庫
75年 4月	明石信用金庫・神港信用金庫・三木信用金庫（合併）	日新信用金庫
82年 4月	神戸中央信用組合・青果信用組合（合併）	みなと信用組合
86年10月	但馬信用金庫・八鹿信用金庫（合併）	但馬信用金庫
89年 2月	兵庫相互銀行（普銀転換）	兵庫銀行
同	阪神相互銀行（普銀転換）	阪神銀行
90年 4月	太陽神戸銀行・三井銀行（合併）	太陽神戸三井銀行 (92年、さくら銀行に改称)
91年10月	富士信用組合・みなと信用組合（合併）	富士信用組合
94年 7月	関西信用金庫・西宮信用金庫（合併）	関西西宮信用金庫

(出典)『ニッキン資料年報 2011年版』を基に筆者作成。

3.2 業態ごとの預金・貸出のシェアの変化

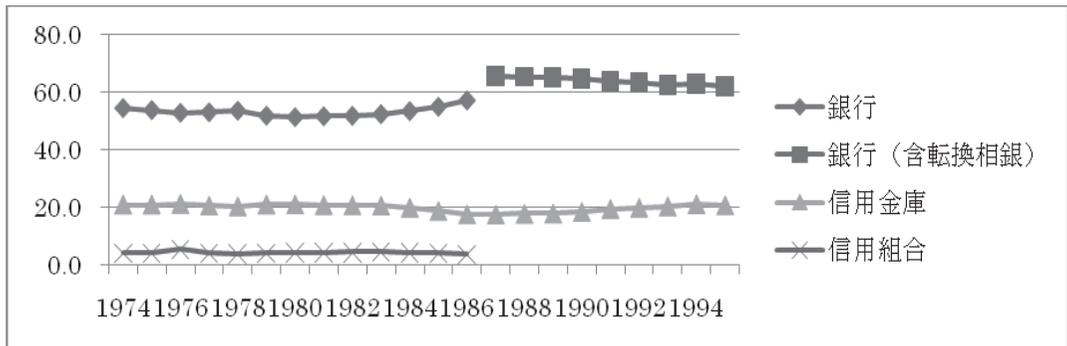
兵庫県内の金融機関の1974年から95年間の業態ごとの預金および貸出のシェアの推移を表わしたものが図1および図2のグラフである。一部業態でデータがない部分もあるが、全体の推移はある程度ここから把握できる。これを見ると、この期間において、各業態における預金および貸出のシェアに大きな変化は見られない。銀行（1987年以降の計数は、普通銀行に転換した相互銀行が含まれるため、それ以前とは連続していない）についていえば、預金、貸出ともに概ね60%前後の水準を保ち、同様に信用金庫は20%程度、信用組合（個別業態の計数としては86年まで）は5%程度の水準となっている。もう少し細かくみると、預金についていえば、銀行のシェアがこの期間全体に渡って徐々に低下しているのに対して、信用金庫のシェアが増加傾向にあることがわかる。

図1 兵庫県内の金融機関の預金シェアの推移



(出展) 兵庫県統計協会「兵庫県の統計」に基づき筆者作成。

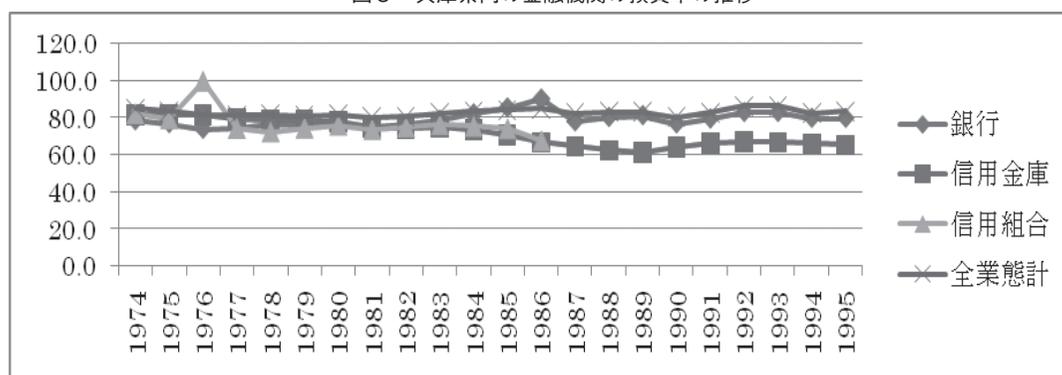
図2 兵庫県内の金融機関の貸出シェアの推移



(出展) 兵庫県統計協会「兵庫県の統計」に基づき筆者作成。

また、同じベースで県内の金融機関の預貸率の推移を示したグラフが図3である。これを見ると、兵庫県内の金融機関の預貸率は、業態に関わらず1970年代から80年代初頭くらいまでは、ほぼ80%くらいで、ほとんど大きな差はなかったものの、80年代中盤あたりから少しずつ差が出始め、銀行が80%前後の預貸率を維持する一方で、信用金庫の預貸率は70%を割り込むようになったことがわかる。

図3 兵庫県内の金融機関の預貸率の推移



(出展) 兵庫県統計協会「兵庫県の統計」に基づき筆者作成。

3.3 兵庫銀行の経営破綻

この時期の兵庫県の金融機関関連の動向のなかでも特記すべき事項としては、戦後初の普通銀行の破綻となった兵庫銀行のケースが挙げられるだろう。

兵庫銀行は、1989年2月に兵庫相互銀行が普通銀行に転換・改称して誕生した、兵庫県神戸市中央区に本店を置く第二地方銀行協会加盟銀行であった。さらに遡れば、兵庫相互銀行は、神戸大同無尽株式会社、山陽無尽株式会社、東亜無尽株式会社が44年6月に三者合併して設立された兵庫無尽株式会社を前身としており、兵庫無尽は、51年10月に相互銀行に転換して兵庫相互銀行となったという経緯がある²⁴。

兵庫相互銀行は、1970年代には既に業務拡大路線をとっており、74年に外国為替公認銀行として外国為替業務を開始すると、貿易取引や輸入信用状開設といった分野では地域金融機関でトップクラスに位置づけられるようになった²⁵。また、86年9月末の同行の資金量は約2兆円だったが、翌87年12月末には資金量が約3兆円にまで拡大し、相互銀行としては最大の規模を誇るに至った。資金運用面でも、同行の87年3月期の特定金外信託・ファンドトラストの保有額は2,341億円であり、地方銀行および相互銀行のなかでも最高水準となっている²⁶。しかし、普通銀行（兵庫銀行）への転換の直後にバブルが崩壊すると、関連するノンバンク各社における不良債権問題が発生・拡大し、兵庫銀行はそれへの対応のために実施した債権償却等によって92年度決算で大幅な赤字を計上した。その後、同行は、リストラ計画の策定や経営体制の刷新（92年6月、元大蔵省銀行局長の吉田正輝氏が

²⁴ これらの経緯は、全国銀行協会・銀行図書館の提供している銀行変遷史データベースに拠る。なお、これとは別に、明治28年から37年にかけて営業していた「兵庫銀行」という同一の商号を持つ金融機関があるが、本文で言及する兵庫銀行とは何ら関係がない。

²⁵ 地方金融史研究会（2003、284頁）。

²⁶ 滝川（2000）。

頭取に就任)など経営の建て直しに取り組んだものの、長引く景気低迷、地価の下落、阪神・淡路大震災の発生等、諸環境の悪化から、主にバブル期の貸出に起因する不良債権の発生や資産内容のさらなる悪化をきたす状態となり、加えて同行の資金繰りも急速に逼迫してきた。このため、同行は95年8月30日、これ以上の営業継続は困難であると判断し、自主再建を断念して大蔵省の指導下で破綻処理を行う旨の発表を行った。

その際に、兵庫銀行が公表した経営破綻処理策の骨子は以下のとおりである。

①関連ノンバンクの法的整理

- ・兵銀ファクターをはじめとする16社については特別清算とする。
- ・兵庫クレジットサービスをはじめとする4社については会社整理とする。

②兵庫銀行の清算

- ・関連ノンバンクの法的整理による損失および銀行の不良債権の処理能力には限界があることから、兵庫銀行の自主再建を断念して清算し、同行の金融機能については、新たに設立される銀行に営業譲渡する。
- ・営業譲渡までの間は、従来どおり営業を継続するとともに、必要に応じて日本銀行からの資金供給を受ける。
- ・現経営陣については役員報酬の大幅カットを行うとともに、営業譲渡完了後、速やかに退陣し、退職金の支給も行わない。
- ・自己資本の全額を取り崩し、不良債権から生じる損失額の処理に充当する。

破綻した兵庫銀行の受け皿銀行として、関係金融機関、地元経済界などの出資により1995年10月27日に設立されたのが、みどり銀行(本店：神戸市中央区、第二地方銀行協会加盟銀行)である。同行は、兵庫銀行の営業を譲り受けて96年1月29日に営業を開始した²⁷。また、みどり銀行に営業を譲渡した兵庫銀行は、同年3月29日に解散した。

4 むすび

本稿では、1974年から95年の間の兵庫県における金融の動きを概観してきた。それは、既に触れたように、①高度成長から低成長への移行、②金融自由化の進展、③バブルの発生と崩壊、という三つの事象が相互に関連しつつ進展していくなかで、兵庫県の地域経済や地域金融機関が否応なく影響を受けるという過程であった。簡単にまとめると、まず金融自由化の進展は、金融機関業態間の業務の均質化を推し進めた結果、県内の地域金融機関が大手銀行との競争に直面するなど競争環境を厳格化させた。また、バブルの崩壊は阪神・淡路大震災の発生とともに一部の金融機関の経営を直撃し、結果として兵庫銀行の経

²⁷ みどり銀行は、1999年4月に阪神銀行に吸収合併されて、みなど銀行となっている。

営破綻をもたらした。これらの影響は、全国的には、その後の「失われた10年」あるいは「失われた20年」といった長期に渡る景気低迷期にも繋がってゆき、また、金融制度に関する規制緩和の流れは、その後の「金融ビッグバン」を目指した金融システム改革へと受け継がれていくことになる。ちなみに、兵庫銀行については、経営破綻後に受け皿銀行として設立されたみどり銀行に営業譲渡されたが、その後、みどり銀行も98年5月に経営破綻し、99年4月には阪神銀行に吸収合併されてみたと銀行になるという特異な経過をたどる。しかし、兵庫銀行の破綻後の経緯に関する検討は、本稿の扱う範囲を超えるため、他の論考に譲ることとする。

一般に、人は自身が経験した事象を特権化して捉える傾向があるが、そうした点を割り引いても、この時期は兵庫県の金融にとって大きな動きのあった時期とみることは可能であろう。本稿で対象とした時期は、比較的現在と近く、未だ評価の定まっていない事象が残されていたり、明らかとなっていない事実が埋もれている可能性もあるが、今後は、そうした新しいファクト等に基づいて、より正確かつ詳細な兵庫県の金融の姿が描き出されていくことを期待する。

以 上

〈参 照 文 献〉

- 池尾和人 (2006) 『開発主義の暴走と保身: 金融システムと平成経済』 NTT出版
- 岡部光明 (1999) 『環境変化と日本の金融』 日本評論社
- 木下純男編 (2010) 『ニッキン資料年報 2011年版』 日本金融通信社
- 銀行局金融年報編集委員会編 (1995) 『銀行局金融年報』 金融財政事情研究会
- 金融情報システムセンター編 (1996) 『金融情報システム白書』 財経詳報社
- 小峰隆夫編 (2011) 『日本経済の記録－第2次石油危機への対応からバブル崩壊まで－ (1970年代～1996年)』 佐伯印刷
- 滝川好夫 (2000) 「兵庫銀行、みどり銀行の経営破綻とみたと銀行の誕生」『国民経済雑誌』 181(1), 105-120.
- 地方金融史研究会 (2003) 『日本地方金融史』 日本経済新聞社
- 寺西重郎 (2003) 『日本の経済システム』 岩波書店
- 内閣府経済社会総合研究所 (2010) 『日本経済の記録－第2次石油危機への対応からバブル崩壊まで－』 (「バブル/デフレ期の日本経済と経済政策」第1巻)
- 日本銀行神戸支店 (n.d.) 「阪神・淡路大震災の記録」 (2018-8-17検索)
<http://www3.boj.or.jp/kobe/shinsai/sinsai.html>
- 三菱東京UFJ銀行円貨資金証券部 (2012) 『国債のすべて その実像と最新ALMによる

安定成長期から金融自由化期の兵庫県の金融

リスクマネジメント』きんざい

横倉節夫（1986）『銀行のレクチャー—エレクトロニック・バンキング』中央法規出版